

労働派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、弊社の労働派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働派遣事業の状況に関する情報を提供致します。

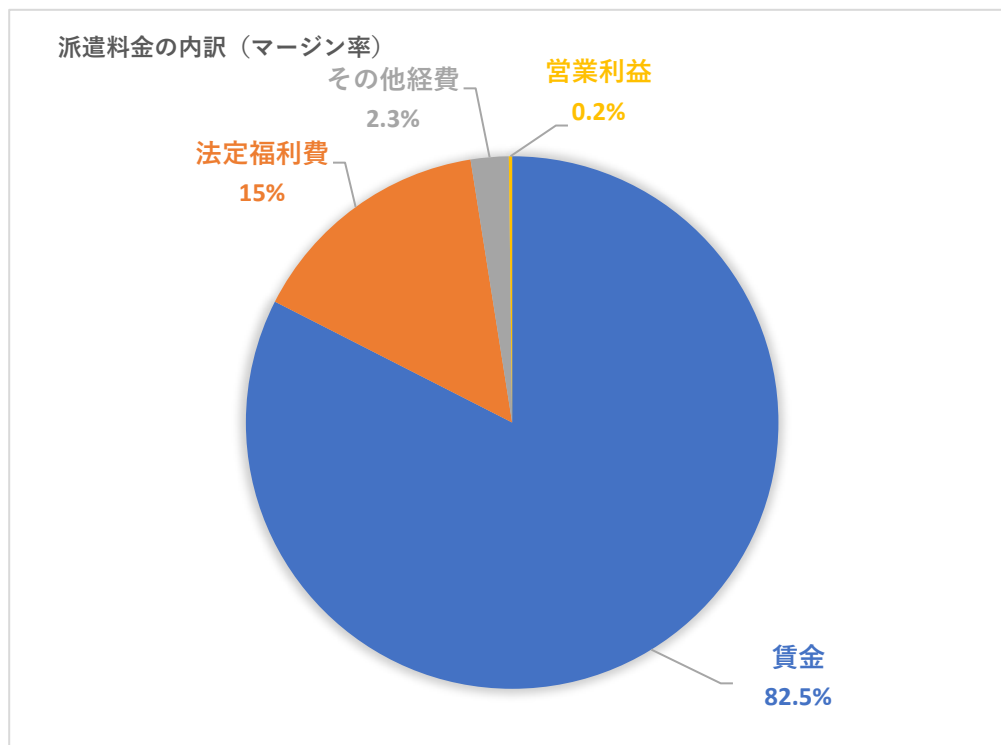
許可番号 派12-300869
事業所の名称 三鬼産業株式会社
事業所の所在地 千葉県市原市姉崎775-1

■労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間 2021/4/1～2022/3/31

| | |
|----------|-------------------------|
| 派遣労働者数 | 53人 (3/31時点 46名) |
| 派遣先の事業所数 | 3社 |
| 労働者派遣の賃金 | ¥16,800 (1日7.5時間当たりの平均) |
| 派遣労働者の賃金 | ¥13,868 (1日7.5時間当たりの平均) |
| マージン率 | 17.4% |

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額



【マージン率に含まれるもの】

雇用主として負担する社会保険料 (労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)

健康診断に充当した費用

派遣労働が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用

労働派遣者の資格取得や研修参加費に充当した費用

営業・管理採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費

通信費をはじめとする諸費用

営業利益

■教育訓練に関する事項

入社時、情報セキュリティー、職種別、など教育訓練を実施。

他、ビジネスマナー研修、OJTによる訓練、各種資格取得制度、(e-ラーニング) フィードバック面談も実施。

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

労使協定を締結しているか否か : 労使協定を締結している

労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期 : 2021年4月1日～ 2022年3月31日